

「一般名処方」 開始のお知らせ

2024年12月より院外処方箋が「銘柄名（商品名）処方」から「一般名処方」に変更になります。処方箋の記載方法は変わりますが、調剤薬局で今までと同じお薬を受け取ることができます。

一般名とは？

- 処方箋には医薬品の名前が記載されますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。
- 厚生労働省が示している記載方法に準じて
【般】 + 「一般名」 + 「剤型」 + 「含量」で記載されます。



一般名処方のメリット

- 「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、その中から薬剤師と相談しながら薬を選択できます。
※ただし、医療上の必要が無く先発医薬品を希望される場合、特別の料金が必要になります。

- 近年、後発医薬品の供給不安が続いているが、「一般名処方」では選択できる医薬品の幅が広がることから、入手しにくい医薬品も調剤薬局の在庫を用いて対応しやすくなることが期待されます。

